

地区防災計画作成ハンドブック



令和7年6月
兵庫県加西市

目 次

- ① 地区防災計画の作成にあたって P 2
- ② 「地区防災計画」に定める標準的な項目 P 3
- ③ 地区防災計画作成に際しての留意事項 P10
- ④ 地区防災計画の見直し P11
- ⑤ 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援 P11
- ⑥ 地区防災計画の作成スケジュール P12
- ⑦ 災害・避難者個人名札 P13
- ⑧ 住民の皆さまの協力と連携のお願い P14

① 地区防災計画の作成にあたって

近年、大規模な地震や豪雨災害が相次いで発生する中、地域の繋がりの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されています。

そのため、平成25年の「災害対策基本法」の改正で、地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されました。

国では地域の特性を踏まえた「地区防災計画」を地域で作成し、災害時における地域活動の基準を定める必要があるとしています。

地区防災計画制度の特徴は、以下の3点が挙げられています。

＜1＞ 計画提案制度が採用される等ボトムアップ型の計画であること。
＜2＞ 地域に詳しい地区居住者等が作成する「地区の特性に応じた計画」であること。
＜3＞ 計画に基づく活動の実践、定期的な評価や見直し、活動の継続等を重視した「継続的に地域防災力を向上させる計画」であること。

【参照】内閣府防災情報のページ

地区防災計画には、災害時の行動や、災害時に避難することが困難な避難行動要支援者の支援方法等を定めることとされており、日頃から地域住民が自らの役割について共通理解をしておくことが必要です。



② 「地区防災計画」に定める標準的な項目

1 基本方針

計画作成にあたっての基本方針や目的を定めます。

(例)

大規模な地震や豪雨災害等が発生した際は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより市や消防といった行政による「公助」だけでは十分に対応できない可能性があり、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア、企業等が共に支え助け合う「共助」の精神が重要となります。

この「〇〇地区防災計画」は〇〇における「自助」・「共助」の防災活動体制を構築することで地域防災力を高め、地域コミュニティを維持・活性化することを目的とします。

2 計画対象地区と作成主体

計画の対象地区と作成主体を定めます。基本的には自治会（自主防災組織）の活動範囲としますが、地域の実情に応じて小学校区やまちづくり協議会など既存の連合組織を活動範囲とすることも可能です。

作成主体である自主防災組織の中にはシニアクラブ等の地域の団体や地区内の企業等にも参画してもらうことが望ましいです。

3 地区の特性と予想される災害

地区の地形的特性や地域資源等を把握し、地区の強み・弱みを整理したうえで、地区における過去の災害事例、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を踏まえて、予想される災害について検討を行います。

【地区の特性（例）】

〔記載内容〕

地区防災マップを作成し、地区の地形的な特徴や地区で災害が発生しそうな場所等、災害に関する情報をここに記載します。

(例)

- ・ 大規模に開発された地区である。
- ・ 埋め立てによって形成された地区である。
- ・ 〇〇川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・ 集中豪雨等で浸水・道路冠水したことがある。
- ・ 内水により浸水したことがある。
- ・ 浸水想定区域が含まれる。
- ・ 土砂災害警戒区域等が含まれる。

【予想される災害（例）】

〔記載内容〕

地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

(例)

- ・ 集中豪雨や台風により次の被害が想定される。
- ・ 〇〇川の氾濫や堤防の決壊
- ・ 〇〇地区周辺で家屋への浸水
- ・ 〇〇地区周辺で道路冠水
- ・ 〇〇隣保の崖崩れ
- ・ 地震による災害



- ・ 家屋の倒壊や火災
- ・ ○○川の堤防の決壊
- ・ ○○橋の損壊

4 地区の防災体制

地区の防災体制、活動体制、保有する資機材について記載します。

(例)

班名	要員等	平常時の役割	災害時の役割
会長（災害対策本部長）	（1名）	全般統制	全般の指揮・統制
副会長（災害対策副本部長）	（副区長・女性を含め2～3名）	全般統制の補佐	全般の指揮・統制の補佐
総務班	（会計・※消防団部長等を含め5名程度）	全体調整 関係機関との事前調整 広報 防災研修・訓練の実施 タイムラインの作成	全体調整 関係機関との調整 被害、避難情報への対応
情報班	（2～3名）	啓発 防災研修・訓練の実施 情報収集手段の確認	住民、市、報道機関等からの情報収集、情報伝達 防災行政無線の活用（かさいライフナビ）
消火・水防班	（※消防団員を含め5～10名程度）	器具の整備・点検 初期消火訓練、土のう作り訓練の実施	消火栓・消火器等による初期消火 土のう作りの実施 防犯見回り
避難誘導・救助・救護班	（PTA・子供会役員等若い世代を中心に女性を含め5～10名程度）	器具の整備・点検 避難経路の点検	負傷者の救出 負傷者の応急手当 救護所等への搬送 住民の避難誘導
避難所運営班	（社会教育推進委員等を含め5名程度）	器具の整備・点検	一時避難所の炊き出し 一時避難所の給水活動 指定避難所の支援 災害ボランティアニーズの把握
避難行動要支援者支援班	（民生委員を含め2～3名程度）	個別避難計画の作成	避難行動要支援者の情報管理
資機材管理班	（2～3名）	資機材の管理 資機材の整備計画の作成	資機材の配布・調達

※消防団が地区対策本部長の指揮により災害対応を実施する場合

保有資機材及び資機材整備計画

資機材名	数量	保管先	備考
ヘルメット		〇〇公民館	
スコップ		〇〇公民館	
発電機		〇〇倉庫	

5 平常時の行動

いざというときに地区の力が発揮できるよう、自主防災防災組織の平常時の行動・備え（防災知識の普及・啓発、地区の安全点検、防災訓練、防災資機材・非常用備蓄品の備え）について定めます。

（例）

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」の取組は必要不可欠です。

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

(1) 防災体制の整備

地区防災計画に基づく各地区の氏名入り編成表や連絡表を作成します。

(2) 地区の安全点検・避難所確認

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。

地区の危険な場所や防災上問題のある場所について確認し、改善のための働きかけなどを行います。あわせて避難所となる施設の確認や配置図を事前に作成しておくことも必要です。

また、防災の日を毎年〇月〇日とし、地区の安全点検や避難場所の確認を行う日として定めます。

(3) 防災研修・訓練

防災研修や防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。

住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。また、訓練はマニュアル化し毎年1回は実施するようにします。また、防災マップの作成やタイムラインの作成も適時行います。

(4) 要支援者の把握・支援

災害時に自力での避難が困難な要支援者を市が作成した名簿「避難行動要支援者名簿」で確認し、個別避難計画を作成します。計画作成後も日頃から支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて計画を見直します。

(5) 防災資機材・非常用備蓄品の備え

地区で管理する防災資機材を災害発生時に適切に使用できるよう、点検や使い方の確認を行います。地区の安全点検と同様、〇月〇日の防災の日に行います。また、必要な資機材等は計画的に購入するようにします。

各家庭における非常用備蓄品の必要性の啓発活動を行い、住民の災害に対する備えを推進していきます。

備えるべき物品等は、「加西市防災ハザードマップ」を参考に各家庭で検討します。

6 災害時の行動

災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定し、災害時に効果的に被害の軽減が図られるよう、自主防災組織や住民の地震、風水害発生時における行動を定めます。

(1) 地震発生時

ア 災害発生当初の行動

- ・ 身の安全を確保する行動をとります。
(姿勢を低く、頭を守り、動かない)
- ・ 通電火災などの二次災害発生を防止するため、避難時は電気器具などの電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めます。
- ・ 家族の安否確認や屋内の安全を確保します。
- ・ 災害情報を取得します。

イ 安否確認

- ・ 自分と家族に被害がない場合、安全な場所に身を寄せるとともに玄関やドアノブに安否確認板などを掛け、安否を知らせます。
- ・ 安否が不明な場合は、救出・救護班と連携し、救出・救護活動を行います。
- ・ 地域外に避難する場合は、自主防災組織に連絡します。

ウ 初期消火

- ・ 火災発見時は119番通報し、大声で隣近所に伝えて、消火器などで初期消火に努めます。
- ・ 火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を中止し、身の安全を守るため避難します。
- ・ 皆で協力し負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救護活動を行います。
- ・ 救助や救護が必要で人手が不足する場合や救助・搬送等が困難な場合には、地区災害対策本部や隣接隣保等に応援要請を実施します。

エ 地区災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合には、地区災害対策本部を所定の場所に設置し、地区内での組織的な災害対応に移行します。地区災害対策本部の設置に伴い、かさいライフナビを使用した市災害対策本部との情報共有を開始します。

オ 安否情報や被害情報等の情報活動

- ・ 地区災害対策本部は、かさいライフナビを使用して地域内の安否確認状況や被害情報等を逐次、市災害対策本部等に報告します。
- ・ 市災害対策本部から災害対応等についての情報を収集し、住民に周知します。

カ 市災害対策本部等との連携、消防団との連携

- ・ ライフナビ等による市災害対策本部との連携を開始し、地区の安否確認状況や被害情報等を報告します。被害状況に応じて市対策本部を通じ応援要請や支援要請等を実施します。
- ・ 消防団が地区対策本部長の指揮により災害対応を実施することになった場合は、消火や救助活動を連携して行います。

キ 防犯及び地区内企業等との協力

- 盗難等の危険性が予想される場合に防犯巡回等を行います。
- ※ 地区内企業等の協力が得られる場合はその内容を記述します。

ク 要支援者や住民の避難支援

- ・ 個別避難計画に基づき定められた支援者が要支援者を適切な避難場所へ避難させます。
- ・ 地区内の外国人等避難確保計画の対象者以外への災害時の避難支援も、避難行動要支援者への対応に準じて避難支援や安否確認・対応等を実施します。

※ 「7災害時要援護者（要配慮者）等の支援」以外の外国人等について必要な場合は記述します。

ケ 自主避難所の開設・運営、炊きだし等

- ・ 自宅の安全が確認出来た場合には、ライフラインが停止していても自宅で生活することを基本とします。
- ・ 自宅等に被害が発生し生活出来ない場合には、市の避難所又は自主避難所に避難します。
- ・ 自主避難所は、地域の自主防災組織で自主的な避難所開設・運営を実施します。

コ 避難所運営委員会への要員の派遣

指定避難所が開設される場合には、避難所運営委員会に指定の要員を派遣します。

サ 福祉施設等との連携及び福祉避難所への避難等

- ・ 地区内の福祉施設の支援が必要な場合には、施設の状態に応じ必要な支援を実施します。
- ・ 地区の避難者が福祉避難所等へ避難する場合には、市と連携し必要な支援を実施します。

シ 災害ボランティア活動

地区内の災害ボランティアに対するニーズを把握・集約し、災害ボランティアセンターに伝えます。

(2) 風水害発生時

ア 避難情報発令前

- ・ テレビ、ラジオ等により気象情報、災害情報を収集します。
- ・ 水害、河川の氾濫が危ぶまれるときは、避難の準備などを早めに完了します。
- ・ 必要に応じて、地区の集合場所（公民館等）に一時的に集合して避難所への避難準備を整えます。

イ 避難情報発令時

- ・ 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、避難に時間を要する高齢者等は、指定緊急避難場所へ早めの避難を開始します。
- ・ 警戒レベル4「避難指示」発令時に避難が必要な人は、直ちに避難を開始します。なお、夜間や避難経路が水没している時などは、無理をせず、2階以上の安全な場所へ避難します。

7 避難行動要支援者〈要配慮者〉等の支援

避難行動要支援者の支援が円滑に実施されるよう、具体的な計画、支援内容や支援者の人数、避難方法を定めます。

※個別避難計画別途作成後に、支援体制の見直しが必要となります。

(例)

避難行動要支援者とは、災害が発生したときに安全な場所へ、自分や家族の力だけでは避難できない人のことです。こうした方を災害から守るため、それぞれの避難行動要支援者に合わせた支援体制を整備するとともに、みんなで協力しながら支援を行います。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市から提供される要支援者名簿に、自治会で把握している災害時に支援を必要とする人を加えた要支援者を作成し、要支援者に対する安否確認や避難の支援を行います。

(2) 避難行動要支援者等への支援内容

ア 要支援者の把握に努める。

民生委員児童委員と連携して、新たな登録希望者の把握に努めるとともに、毎年、市へ要支援者名簿の提供申請を行います。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

安全な避難のためには、隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者に対して、複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

(3) 避難行動要支援者に応じた支援体制の整備

ア 避難行動要支援者は身体面、精神面など様々な点で周囲の支援を必要とするため、それぞれの特徴を十分に踏まえた避難行動、避難生活を考慮します。

イ 災害時の具体的な支援内容や支援者の人数、避難方法を要支援者やその家族、民生委員児童委員や福祉専門職と話し合い、あらかじめ支援体制を定めます。

特に家族等の避難支援が得られない方や避難行動において特段の配慮を要する方については、個別支援計画（別途作成）を定め、地域の支援者間で共有を図ります。

- ウ 支援者自身が被災することも想定されるので、複数の支援者を選定します。
 - エ 自主防災組織は、支援者本人とその家族の安全が図られてから支援が可能となることをあらかじめ避難行動要支援者及び関係者に理解を得ます。
 - オ 避難行動要支援者が不在となる場合（入院・施設入所など）は、あらかじめ自主防災組織（支援者）へ連絡をします。
- ※ 個別避難計画の対象者以外の要支援者が想定される場合は記述します。

8 計画作成後の研修、訓練実施の考え方

計画作成後の研修、訓練実施の考え方 地区防災計画に規定された活動が適切に行うことができるよう、研修や訓練を行うとともに、資機材の点検や内容の検証を行います。

（例）

- (1) 地区防災訓練・研修会の実施
災害発生時に、住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等と連携しながら、地区防災訓練を実施します。（毎年1回）
訓練実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。
また、地区防災計画の内容の周知や防災に関する基礎知識や施策の普及を目的に防災研修を計画的に実施します。
- (2) 資機材、器具等の点検及び計画の見直し
活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検及び計画の見直しを定期的実施します。

9 用語集

計画書の内容理解を深めるために用語集を作成します。

（例）

- 自助（じじょ）
自分や家族で安全を守ることです。
- 共助（きょうじょ）
地区の安全を地区全体で守ることです。
- 公助（こうじょ）
市や消防署、警察署など公的な支援のことです。
- 地区防災マップ（ちくぼうさいまっぷ）
それぞれの地区の危険箇所などを明示した地図のことです。
- タイムライン
災害の発生を前提に、起こり得る状況を想定して「いつ」、「誰が」、「何をするか」を時系列に整理することで、自主防災組織各班の防災行動を明確にする計画のことです。
- 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）
災害が発生したときに安全な場所へ、自分や家族の力だけでは避難できない人（高齢者や障害者、外国人、妊産婦等）のことです。
- 避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）
災害時の支援のために個人情報を活用することに同意した要支援者の名簿です。加西市の場合、防

災課から区長、民生委員に名簿を提供いたします。

10 附属資料

(1) 地区防災マップ…危険な場所、避難場所、避難経路、防災倉庫、防火水槽等を記載します。

(記載する情報の例)

- 危険な場所（浸水想定・土砂災害警戒区域等）
- 集合場所
- 避難場所
- 避難経路
- 防災倉庫
- 防火水槽・消火栓
- 消防署
- 警察署

(2) 自主防災組織図…連絡網として使用できる組織図を作成します。

(3) 避難行動要支援者名簿…避難行動要支援者の名簿を作成します。

(4) 避難行動要支援者支援ネットワーク編成表…民生委員児童委員と連携を図り、避難行動要支援者支援に必要な体制表を作成します。

③ 地区防災計画作成に際しての留意事項

- 1 多様な主体や世代の参加による計画作成
地区に関係する様々な住民や団体の参加のもとで計画作成します。
- 2 「自助」、「共助」の仕組みづくり 地区住民が自ら又は相互に連携・協力して地区の防災力を向上するための仕組みを作ります。
- 3 実践的な計画づくり
次の視点を踏まえた「適切な情報」の収集・発信と「適切な行動」につながる計画とします。
 - (1) 災害を知る
地区で起こりうる災害について、前兆や避難の方法を確認します。
 - (2) 地区を知る
災害危険箇所や脆弱な施設等を把握した上で地区防災マップを作成し、避難対策や避難する場所までの経路を決めます。
 - (3) 知識を活かす
自治会（自主防災組織）の活動などで得た、防災・減災対策の知識を計画に反映します。
- 4 計画の作成スケジュールについて 効率よく計画作成するため、作成スケジュールをつくります。
※「地区防災計画の作成スケジュール（例）」については12ページを参照
- 5 その他
個別避難計画（別途作成）に対応する支援体制を整えます。

④ 地区防災計画の見直し

計画は必要に応じて見直します。

※ 当初計画と見直した計画に変更（付属資料含む。）が生じた場合には、加西市に変更後の計画を提出してください。

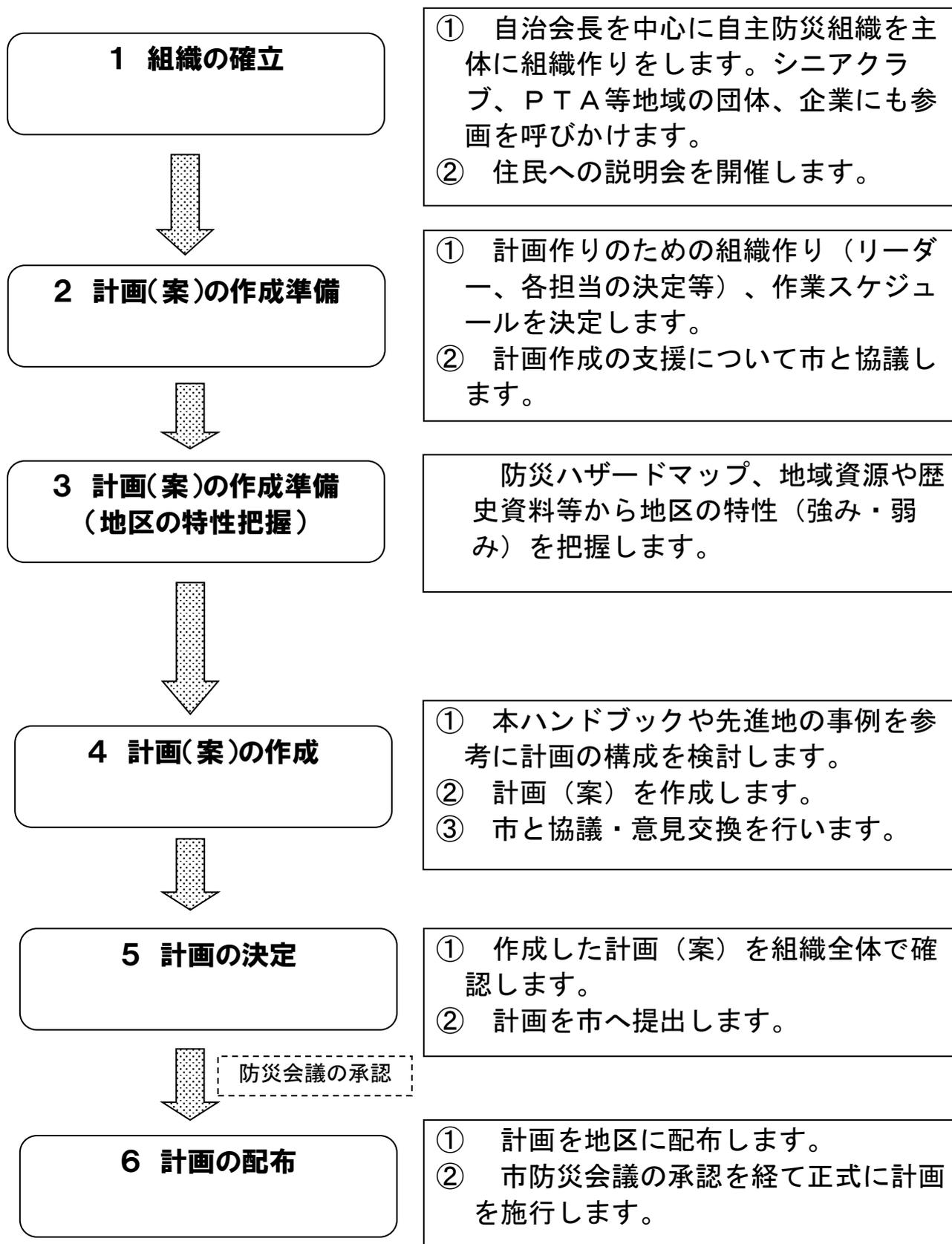
⑤ 地区防災計画の作成・運用に際しての市の支援

「地区防災計画」の作成及び計画に基づく防災訓練実施等の支援を行います。

- 1 地区防災マップ、避難行動要支援者支援体制等の作成支援 地区防災マップ、避難行動要支援者支援体制等の作成アドバイスを行います。
- 2 防災訓練や出前講座の実施等への支援
 - (1) 市職員の派遣
防災訓練や出前講座の実施に市職員を派遣し、訓練の内容等についてアドバイスを行います。
 - (2) 防災資機材の貸出
防災訓練の実施に当たって、市は保有する防災資機材を必要に応じて貸し出します。



⑥ 地区防災計画の作成スケジュール（例）



⑦ 災害・避難者個人名札（例）

災害・避難者個人名札			
わたしの情報			
ふりがな			
名前	地区名		
避難時はこの名札を身に着ける！			
下記の記載内容は緊急時開示することに同意します。			
名前		性別	
電話番号		血液型	
生年月日		障がい等	
住所			
かかりつけ 病院			
留意事項			
家族又は便りになる人の緊急連絡先			
氏名		連絡先（電話・住所・関係）	
電話が繋がらないときは171（災害伝言ダイヤル）			
↓音声案内があります。↓			
避難場所を伝える 録音1		家族の避難場所を調べる 再生2	

点線を折り曲げて使いましょう。

- ・ 避難所（集合場所）に避難された方が使用します。
- ・ 避難行動要支援者には事前に自主防災組織から配布し避難時に使用します。

⑧ 住民の皆さまの協力と連携のお願い

大規模な災害が発生したときに、発災当初の市民の皆さんの初動期の行動が命を守るための岐路になります。

そのためには平常時からの備えが重要です。

地区の特性を把握するとともに、発生が予想される災害を想定して、自らの命を守るための各家庭の取組「自助」や地区全体での取組「共助」をあらかじめ計画として定めて、地区全体で共有し、この計画に基づく防災訓練・避難訓練の実施、出前講座の開催などにより地区全体の防災力・減災力を高めていくことが不可欠となります。

この「地区防災計画作成ハンドブック」を参考にいただき、市民の皆さんが協力・連携してそれぞれの地区における「地区防災計画」の作成に取り組んでいただくことをお願いいたします。



【問合せ先】

加西市政策部防災課

〒675-2395

加西市北条町横尾 1000 番地

T E L : 0790-42-1110

F A X : 0790-43-1800

Eメール : bosai@city.kasai.lg.jp